

令和4年度稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全世代間で情報格差が生じないようにし、かつ、マイナンバーカードの普及促進を図るため、スマートフォンを購入したシニア世代の者に対し、予算の範囲内において稲敷市シニア世代スマホ購入補助金を交付することに関し、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン 非接触ICカードの通信及び機器間相互通信が可能な近距離無線通信規格であるNFC認証機能を搭載し、第4世代又は第5世代の移動通信システムに対応しオペレーティングシステムが搭載された音声通話以外にインターネット接続等が可能な高機能携帯電話をいう。
- (2) スマホ教室 スマートフォン本体及びアプリケーションソフトウェアの操作及び活用の方法を教える集合形式の教室又はこれに準ずる個別相談会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) マイナンバーカードを所持している者
- (2) 令和5年3月31日で満65歳に達する者
- (3) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (4) 現にスマートフォンを所持していない者
- (5) スマートフォンを購入後、購入した事業所において令和5年2月28日までにスマホ教室を受講し、かつ、稲敷市公式アプリ登録を行い、その証明書（スマホ教室を受講した事実及び、稲敷市公式アプリの登録を行った事実を証する書類をいう。）の交付を受けた者
- (6) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない者
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に、市が指定する事業所において購入したスマートフォン本体に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 購入費用
- (2) 充電器の購入費用
- (3) 音声通話を行うための契約に関する事務手数料

(4) 電話番号等データ移行手数料（アカウント設定等他のサポートが含まれるセット料金の場合はこれを含む。）

2 補助対象となるスマートフォン及び充電器の台数は、1人につき1台限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、3万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和4年度稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、申請者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、令和4年度稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月26日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号

令和 4 年度 稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

稲敷市長 様

(申請者) 住所 稲敷市

氏名

令和 4 年度稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 _____ 円 ※上限 3 万円 (100 円未満切捨て)

振込先口座

金融機関名			
支店名			
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※振込先は申請者が名義人となっている口座に限ります

【市使用欄】

確認日	確認者	
	所属	氏名
令和 年 月 日		
備考		

様式第2号

稲 企 第 号
令和 年 月 日

様

稲敷市長

令和4年度 稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、令和4年度稲敷市シニア世代スマホ購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 結 果 交付 不交付

2 交付決定額 円

3 備考